

高度外国人材雇用促進事業委託業務プロポーザル  
質疑と回答

No.	質問	回答
1	「県が提供する県内企業のリストに基づき、電子メールでの案内を行うことも可能とする。」との記載があるが、県内の大学や専門学校の連絡先についても提供いただくことは可能か。	県内の大学や専門学校の連絡先についても提供可能です。
2	事業を進めていくにあたり、県と協議した内容について指定の様式にまとめる必要があるか。	指定の様式は定めていませんが、必要に応じて協議録を作成し、県に共有していただきます。
3	仕様書にセミナー講師については専門性を十分に有する講師を県と受託者が協議のうえ選定するとの記載がありますが、公的機関やコンサルタントなど外部の専門家を選定する必要があるでしょうか。関連する事業等で経験豊富な社員が講師を務めることは可能でしょうか。	セミナー講師については、公的機関や外部の専門家に限定するものではありません。外国人材の雇用に関して経験豊富な自社の社員を講師として選定することも可能です。 ただし、最終的な講師の選定にあたっては、事業開始後、県と受託者が協議のうえ決定します。